

5 木総第 446 号
令和 5 年 9 月 21 日

木島平村代表監査委員 渡 邊 吉 基 様

木島平村長 日 基 正 博



令和 4 年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見の対応について

令和 5 年 7 月 28 日付け 5 木監査第 17 号による令和 4 年度木島平村一般会計及び特別会計決算審査意見について、次のとおり対応します。

第 3 総 括

(1) 本年度の村税の不納欠損額は現年度分と過年度分合せて 2,855 千円となっており、その要因を再度検証し、税負担の公平を欠くことのないよう回収に努められたい。

対応

不納欠損処分は、地方税に基づき進めております。法人の登記が閉鎖となっているものや、被相続人死亡に伴う相続人全員の相続放棄など、やむを得ないものが主な要因です。

税負担の公平性を欠かないためにも、滞納整理の早期着手と滞納の早期完納を目指して取り組んでまいります。

(2) 過年度分の固定資産税不納欠損額 599,219 円のうち 553,809 円については、時効中断の手続きがされなかったことによるものである。過去においても同様の取り扱いがあり、意見申し上げているが、その要因を調査するとともに他にないか精査し、再発防止に努められたい。

対応

滞納整理業務については、財産等の調査方法や管理方法、処分等の判断基準などの確認及び検討を行い、地方税法等に基づき、適切に進めてまいります。

- (3) 村道道路改進黨業等において発生した道路敷外村有敷地が、村内各地に散見される。村はこれら敷地のリストアップを実施し、行政財産以外の敷地の適正な処分等対応を計画的に実施されたい。

対応

道路改進黨業等に伴い、村道敷外の村有地等を含め、未利用となっている行政財産については、可能な範囲で、それぞれ所管ごとに現状を確認し、処分等についても検討してまいります。

- (4) 衛生費予防事業で実施している子どもインフルエンザ、おたふく風邪予防接種の接種費について、一部本人負担となっているが、昨今の少子化の現状、今後の人口施策も鑑み、子育て世代の経済的負担の軽減を図るよう検討されたい。

対応

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、生後6か月から中学生までの子どもを対象に1人2回、1回2千円を上限とした子どもインフルエンザ予防接種助成を、未就学児を対象に1人1回3千円を上限におたふく風邪予防接種助成を行っています。

一部本人負担額については、接種した医療機関の接種費用により異なることから、接種費用について確認した上で、助成上限額の見直しについて検討してまいります。

- (5) 一般廃棄物処理事業によるごみの減量化は、例年意見を申し上げ、その取り組みが奏功し、家庭から排出される可燃ごみは若干ながら減少となっている。しかしながら、依然として廃棄物処理費用は多額であり、ごみの減量化は当村において重要な課題であることから、今後も更なる取り組みを強化し減量化に努められたい。

対応

燃えるごみの大半を占める生ごみの冬場の処理課題に対して、効果的な電気式や機械式の生ごみ処理機の導入を図るため、令和5年度から購入に対する補助率を2分の1から3分の2に、補助額の上限を2万円から5万円に増額する生ごみ堆肥化機器購入費補助金要綱の見直しを行っています。

生ごみの堆肥化、資源ごみの分別によるリサイクル・リユース化への村民意識の更なる高揚を図るため、分かりやすい具体的な広報啓発を行いながら、ごみ削減目標「燃えるごみ処分量5%減」に向けてごみの減量化を推進してまいります。

(6) 公園等の施設管理については、業務委託又は指定管理委託等契約に基づく仕様により実施されている。現状、受託者から日報等により作業状況の報告をされているが、その後、委託者による確認がされていないので、委託に係る評価制度を導入するなど、適正な管理の実施に努められたい。

対応

業務委託及び指定管理業務については、契約書、協定書及び仕様書等に基づき適切に進められているか、施設ごとに確認方法等の検証を行い、必要な事項は、契約書や協定書等に位置づけてまいります。

(7) 冬期除雪に係る重機燃料及び無散水消雪施設熱源燃料については、毎年大量に使用されている。現状 1 業者の見積もりにより対応しているが、複数の業者から見積もりを徴し、その価格について交渉され、経費の削減に努められたい。

対応

利用実態ごとに条件が異なりますので仕様書を作成のうえ、複数業者からの見積もりにより価格決定し契約するよう対応いたします。

(8) 村は、木島平村農の拠点施設について設置条例に基づき、一企業に令和 4 年 5 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで（令和 4 年 12 月 6 日に変更契約し令和 5 年 3 月 31 日まで延長。なお、当該延長起案書には滞納の事実は報告されていない。）貸付をおこなっていたが、貸付料については貸付月から滞納し現在まで 11 か月間 1,540 千円が滞納となっている。当初契約時の当該企業の商業登記簿、定款等の徴求がなく、法人格の確認もされていない。よって、農の拠点施設設置条例を見直すと共に、当該滞納金の徴収について具体的な対応策がとられていないなど、取り扱いがずさんであるので、今後このような事案が発生しないよう、管理簿の作成を行うなど管理体制を確立し、早急に回収を図られたい。

対応

施設使用料の回収については、早急に回収できるよう努めるとともに、農の拠点施設設置条例の見直しを行い、管理体制の再確認と管理体制の強化に努めてまいります。

(9) 前記同一先に対し、食のアドバイザー業務委託事業として、令和4年4月から9月の間業務委託料として月額200千円、合計1,200千円の支払いをおこなっていた。前記貸付料の滞納が発生していることを承知のうえ委託業務が続けられており、異例な取り扱いと判断される。よって、この事案について調査のうえ、報告されたい。

対応

本件は、令和4年5月1日締結の村有財産賃貸借契約書第5条及び第9条に基づく条項に対応がなされていなかったことが原因と考えられます。

また、そのような状況にも拘らず、業務委託を継続していたことについて、状況把握と各種法令等に基づく適切な判断がなされなかったと反省し、今後は、このような事例が発生しないよう、各種法令の遵守、管理体制の強化を図り適切に対応してまいります。

第4 財政の構造

実質公債費比率が14.5%で前年度対比0.2ポイント減となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は平成30年度以降上昇していたが、令和3年度をピークに減少に転じ、今後、緩やかに下降していくものと予想されている。しかしながら財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による4指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

対応

指標に示すとおり村の財政状況については、健全な状態であり、実質公債費比率も今後緩やかに改善が見込まれます。

今後、公共施設等総合管理計画に基づき、適切に公共施設の維持管理を進めるとともに、財政4指標の数値に注視しながら、健全財政を維持してまいります。